

鹿角市奨学金返還助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新卒者等のUターンや若年層等の市内定着を促進するとともに次世代を担う人材の育成及び確保を図ることを目的に、高校・大学等の在学中に借り入れた奨学金等を返還する者に対し、予算の範囲内で返還金の一部を助成することについて、補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和49年鹿角市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象者となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 秋田県奨学金返還助成金交付要綱（以下「県要綱」という。）第11条の規定に基づき県助成金の交付決定を受けている者

(2) 第5条に規定する交付申請の時点において、次のアからウまでのいずれにも該当する者であること。

ア 市内に住所を有している者であること。

イ 3年以上定住する意思を有している者であること。

ウ 市内において就労している者又は市内からの通勤が可能と判断される勤務地にて就労している者であること。

(3) 市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、本制度の対象外とする。

(1) 国家公務員又は地方公務員として正規に雇用されている者。ただし、正職員の給料表の適用を受けない会計年度任用職員及び臨時的任用職員等を除く。

(2) 独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人等に正規に雇用されている者

(3) 勤務地の変更に伴い、住所地が変更され、本市に定住できないと認められる者

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、県要綱第4条第3項により助成対象となった奨学金等とする。

(補助金の種類及び対象者等)

第4条 補助金の種類、対象者及び補助額等は、次のとおりとする。

種類	補助対象者	補助額及び上限額	補助期間
助成加算分	県助成金一般分（県要綱第5条第1項に基づく助成率が適用される助成をいう。）の交付決定を受けている者	対象経費の3分の1（千円未満切捨て）とし、6万7千円を限度とする。	県助成金の対象期間と同じ期間
助成期間延長分	令和4年4月1日以降に初めて県要綱第7条の規定により県助成金一般分又は未来創造分（県要綱第6条第1項に基づく助成率が適用される助成をいう。）の助成認定を受けた者であって、当該県助成金の補助期間が終了した者	対象経費の10分の10（千円未満切捨て）とし、20万円を限度とする。	県助成金の対象期間終了から2年以内の期間

（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、鹿角市奨学金等返還支援助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）（次項において「申請書」という。）に次の書類を添えて、市長に提出するものとする。

種類	添付書類
助成加算分	<ul style="list-style-type: none"> （1） 住民票の写し（発行の日から1カ月以内のもの） （2） 納税証明書（市税の滞納税額のない証明用） （3） 秋田県奨学金返還助成金交付決定書（県要綱様式第6号）の写し （4） その他交付決定のために市長が必要と認める書類

助成期間 延長分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 奨学金等貸付機関が発行する奨学金等の貸与額及び返還額等を証するもの (2) 就労証明書（様式第2号）（これによりがたい場合は、採用通知、就労証明（採用先様式）、確定申告書の写し等） (3) 住民票の写し（発行の日から1カ月以内のもの） (4) 個人情報提供同意書（様式第3号） (5) 納税証明書（市税の滞納税額のない証明用） (6) その他交付決定のために市長が必要と認める書類
-------------	---

2 前項の申請書及び添付書類は、毎年度2月末日までに提出しなければならない。

（交付決定及び決定通知書）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る審査を行い、適当と認めるときは、助成金の交付の可否を決定するとともに、交付金額を確定し、申請者に対して鹿角市奨学金等返還助成金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第7条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が、次に掲げる事実が判明したときは、助成金の交付決定を取消し、又は既に交付した助成金の全部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為によって助成金の交付を受けたと認められるとき。
- (2) 申請初年度の助成金の交付の決定を受けてから3年以内に転出したとき。
- (3) その他市長が返還の必要があると認めるとき。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。